

京都市告示第537号

地方自治法第七十一条第四項の規定に基づき、令和6年7月22日付けで会計管理者から次の出納員に、口座振替又は口座振込の方法により出納員の名義の預金口座又は貯金口座へ払い込まれる徴収金の収納に関する事務を委任しました。

令和6年12月2日

京都市長 松井孝治

委任された出納員の職名と出納員が口座により収納する歳入の種類

出納員の職名	口座により収納する歳入の種類
文化市民局地域自治推進室 区政推進課長	各種証明書交付手数料及び謄写料

(会計室)